

国指定史跡常盤橋門跡 保存活用計画

—概要—

1 計画策定の目的

本計画は、国指定史跡常盤橋門跡（以下、「常盤橋門跡」という）の適切な保存と活用を図り、次世代へ継承することを目的として、千代田区が策定する行政計画である。計画内容としては、史跡の本質的価値を再検討し、それに基づく保存活用や整備の基本方針をまとめるものとする。

2 計画対象範囲と期間

■計画対象範囲

史跡指定地を中心として、史跡の保存活用に影響を及ぼす近隣地区を含む図1の範囲を計画対象範囲とした。

■計画期間

令和6年（2024）4月1日

～ 令和15年（2033）3月31日

期間満了後は改定

3 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第129条の2に基づく国指定史跡の保存活用計画である。また、千代田区の行政計画である①千代田区第4次基本構想、②千代田区文化芸術プラン（第四次）をそれぞれ上位計画とする。

4 検討・協議の経過

学識経験者5名、行政委員（3名：文化財担当課長、道路公園課長、麹町地域まちづくり担当課長）、文化庁、東京都、中央区をオブザーバーとする策定委員会を組織し、現在（令和5年7月）までに計9回委員会を開催して検討・協議を行った。

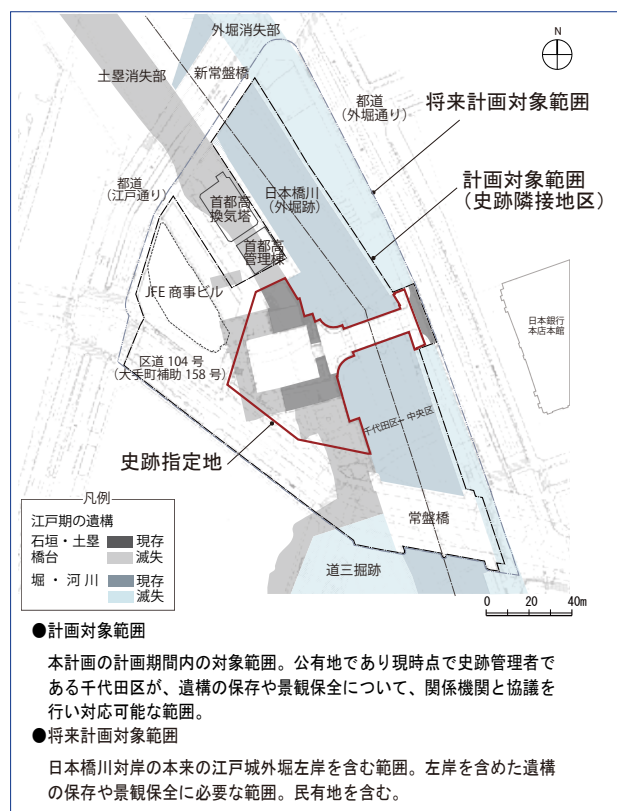


図1 計画対象範囲

■委員名簿（学識経験者）

委員長 谷川 章雄

早稲田大学人間科学学術院教授（考古学（近世））

副委員長 吉田 ゆり子

東京外国語大学総合国際学研究院教授（歴史学（近世））

委員 伊東 孝

元日本大学理工学部社会交通工学科教授（土木史、景観工学）

委員 小野 良平

立教大学観光学部観光学科教授（景観保全、風景計画）

委員 中井 祐

東京大学大学院工学研究科社会基盤学専攻教授

（景観論、公共空間と公共施設のデザインとまちづくり、近代土木デザイン史）

■行政委員

文化財担当課長、道路公園課長、麹町地域まちづくり担当課長

■オブザーバー

文化庁文化財第二課（史跡部門）

東京都教育庁地域教育支援部管理課埋蔵文化財担当

中央区教育委員会事務局図書文化財課

5 史跡常盤橋門跡の概要

常盤橋門は江戸城外堀の門の中でも奥州道中につながる江戸五口の一つで、浅草口、追手（大手）口とも呼ばれた。江戸城正門へとつづく大手筋に位置することから外郭正門に位置付けられる重要な門であった。

明治以後門の建物は破却され、門前の江戸城外堀に架かっていた木橋は、明治10年（1877）に石橋に架け換えられた。その後、枳形石垣も道路建設等により一部取り壊されたが、大正～昭和初期にかけて武蔵野会を中心とする「史蹟保存運動」によって常盤橋門跡の存置が呼びかけられ、昭和3年（1928）に国の史跡に指定された。指定理由としては、外郭枳形石垣の中で最も保存状況が良好であること、明治10年架橋の洋式石橋である常盤橋とともに保存されていることが挙げられている。

その後、昭和8年（1933）に常盤橋公園が開園し、江戸の歴史を感じさせる都心の公園として人々に親しまれた。昭和39年（1964）東京オリンピックにあわせて、旧江戸城外堀であった日本橋川に沿って首都高速道路4号線が高架で建設され、常盤橋（石橋）上に首都高速道路が走ることとなった。

平成23年（2011）の東日本大震災では、枳形石垣や常盤橋（石橋）が被害を受けた。翌平成24年2月から枳形石垣と石橋の修理事業が開始され、令和2年（2020）9月に工事が完了し、現在に至っている。

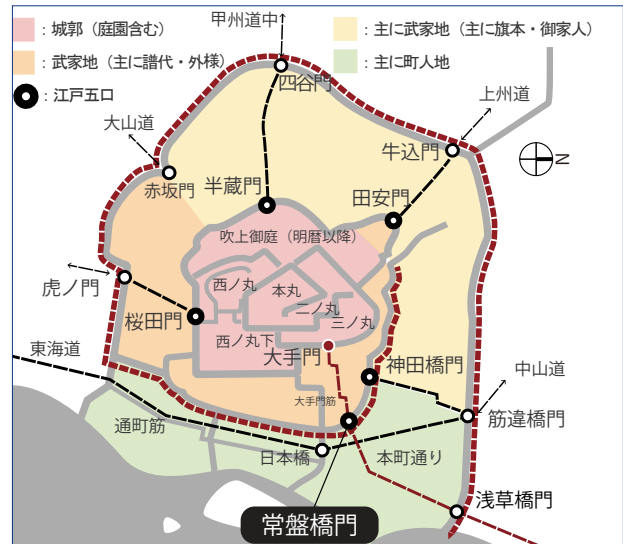


図2 江戸城の構成 寛永年間頃（1630年代頃）

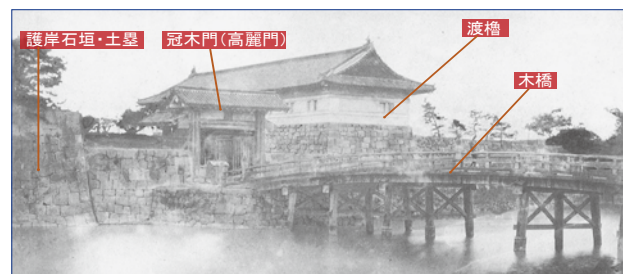


図3 常盤橋門古写真（幕末期）



図4 史跡周辺の状況

6 史跡の価値

本計画では常盤橋門跡の価値を以下のように整理する。

(1) 本質的価値

史跡の指定要件となった価値。史跡としての評価や理解の中心となるもの。

①江戸城大手門筋の外郭正門としての価値

【構成要素】 枅形門石垣、雁木、土手、外堀跡など

②明治10年架橋の常磐橋としての価値

【構成要素】 常磐橋、常磐橋構造補強部分など

(2) 本質的価値に準ずる価値

史跡の指定要件ではないが、史跡の歩みを理解するうえでは欠かすことのできないもの。

①市民運動による保存と公園整備

【構成要素】 東京市常盤橋公園入口門柱、史跡銘柱など

②関東大震災からの復興の中で付加された価値

【構成要素】 震災復興橋梁常盤橋及びその橋詰遺構など

(3) 特質

①江戸城外郭門の保存の歴史を今に伝える史跡

…多くが破却された江戸城外郭諸門の中で最も良好な状態で残された。常盤橋門跡の開発と保存の重層性。

②都市・東京の移り変りを体感できる空間の要

…「本町通り」と「大手門筋」の境となる場所で水陸の交通が所在し、都市デザインのモデルチェンジを体感することができる文化財などが高密度で分布している。

■指定告示

【告示番号】 内務省告示第70号

【指定年月日】 昭和三年三月二十四日

【名称】 常盤橋門址

【説明】 江戸城大手門筋ノ外郭正門ナリ、門ハ維新後取壊サレテ石垣ノミ現存セルモ旧規見ルベキモノアリ
外郭ニ架セル常盤橋ハ明治十年洋式石橋ニ改造セラレシモノナリ

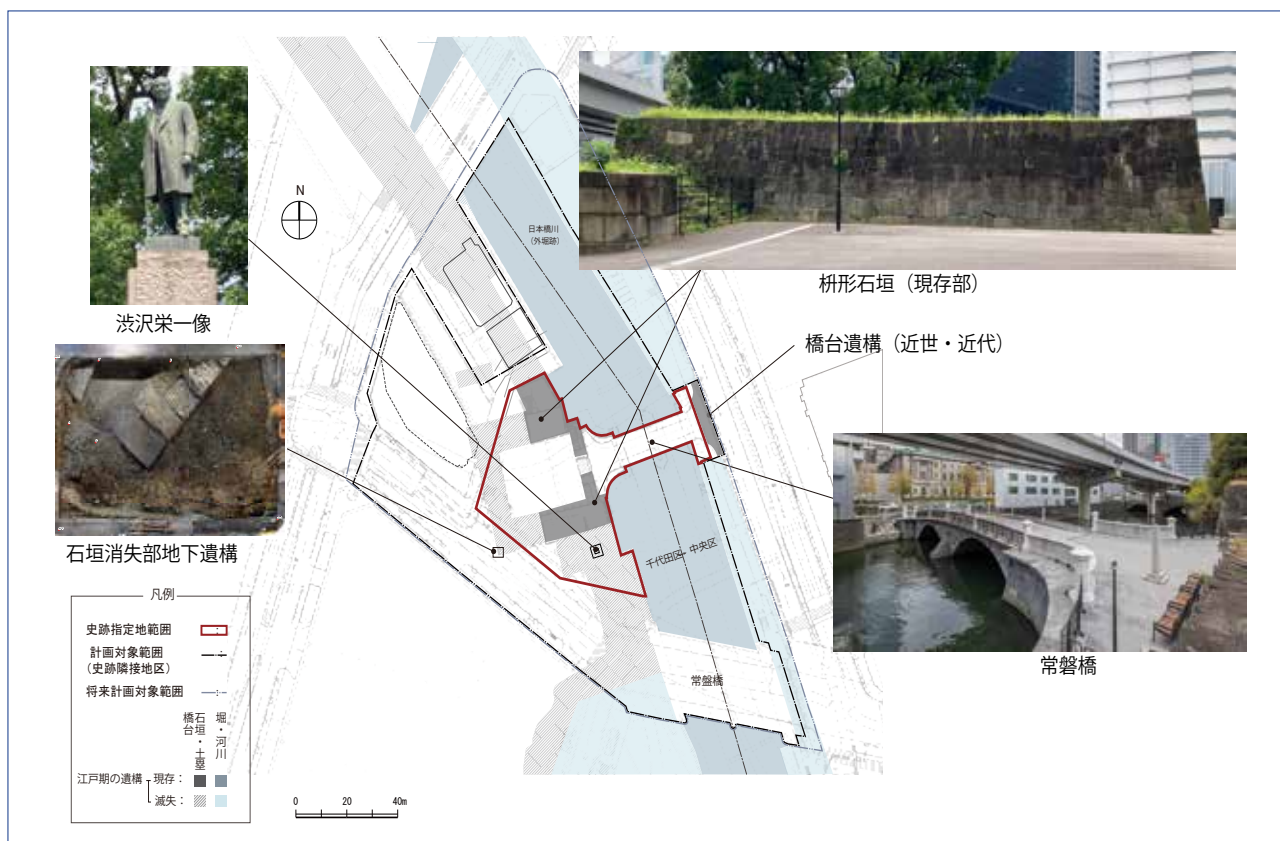


図5 史跡の価値を構成する要素位置図（主なもののみ）

7 保存活用の理念と方向性

守り活かす江戸城外郭正門 —江戸から東京への歩みを象徴する史跡—

(1) 保存活用の理念

千代田区は、史跡の価値を将来にわたって保存するとともに、整備を通して顕在化させ、都市の歩みを示す史跡として、まちと歴史の関わりをたどる見学・観光の拠点となることを目指し、地域にとってかけがえのない文化財として未来に継承していくために、保存活用の目標を以下のように掲げる。

■史跡を守り伝える

枅形石垣の遺構と常盤橋を保存していくことはもちろん、調査・研究を継続してその価値を高めていく。また、史跡内外の景観や環境をより史跡に相応しいものにするに努め、江戸城外郭門を実感できる歴史的風致の向上を図る。

■史跡を活かし伝える

江戸・東京の歩みを示す史跡として、まちと歴史の関わりをたどる見学・観光の拠点としての環境を調える。また、都心の利便性と文化財・文化資源の集積する立地特性を活かし、多くの人々が楽しみながら歴史文化に触れ学べるような機会を提供する。

(2) 保存活用等の方向性

1) 調査研究

- ①継続的な調査研究によって、常盤橋門跡の本質的価値のさらなる解明に努める。
- ②発掘調査、史資料に基づく文献調査を継続するとともに、建築学や都市工学などの多分野からの調査研究を進め、江戸・東京のまちの中における常盤橋門跡の位置づけや、歴史の重層性、空間的な特質がどのように形成されていったのかを分析する。
- ③常盤橋門跡を対象とした調査研究を推進・支援し、史跡の本質的価値をより多角的に分析する。

2) 保存管理

- ①定期的な観察・観測または維持管理の措置によって現存する遺構を将来にわたって保存できるように努める。
- ②過去の度重なる開発の中で保存されてきた史跡の歩みを踏まえ、周辺開発との調和を図りながら保存環境を整備する。

3) 活用

- ①学校教育、公園行政、観光事業などと連携しながら、常盤橋門跡の価値や魅力の継続的な発信に努める。
- ②都市を理解するために欠かせない文化資源が高密度に分布する地域の利点を活かしながら、ウォークアブルなまちの拠点として事業企画や見学支援コンテンツの充実を図る。

4) 整備

- ①現存する遺構を核としながら、本質的価値を構成する近世の常盤橋門と近代の常盤橋を再現することを目指す。
- ②江戸城外郭正門としての機能に由来する門・橋・川からなる空間的な魅力を活かしながら、現代の街並みのルーツとなった江戸の都市構造を実感できるガイダンス設備の設置を検討する。

5) 体制

- ①千代田区が、史跡の管理者として継続的な調査研究・保存管理・活用・整備の担い手となり、必要な予算・人員配置等に努める。
- ②江戸城の巨大な構造の中で最も都心からアクセスしやすい史跡の空間として、地域住民をはじめとし多くの人々、企業・団体、研究者、旅行者・観光客が親しんで関わることのできる体制の構築に努める。

8 調査研究

(1) 調査研究の基本方針

常盤橋門跡の本質的価値のさらなる解明及び保存管理、活用、整備においては、継続的な調査研究の実施が必要である。

常盤橋門跡は江戸城大手門筋の外郭正門として固有の価値を有することから、江戸城跡や江戸城外堀跡または江戸・東京のまちづくりに関する調査研究に幅広く視野を持ちながら進めなければならない。このため、歴史学・考古学・建築学・土木工学・景観デザイン等をはじめとした多分野の学術研究にまたがる。

こうした常盤橋門跡にかかる調査研究については、千代田区文化財所管課が実施するとともに、他の研究者や研究機関による調査研究活動に対しても連携や資料提供などの協力を行う。

(2) 調査研究の方法

■史資料の収集・把握

常盤橋門跡に関する史資料は、近世の文献や江戸図・絵図面等から、近代以降の公文書・設計図面・写真等まで多岐に及ぶ。千代田区は、これらの資料を所蔵している研究機関等と連絡し、収集・把握に努める必要がある。

■地上に見える遺構の調査

平成23年からの枡形石垣修理工事範囲外の石垣や、護岸部分等については所見がまとまっていない。また保存状態を把握するための測量・石垣カルテの作成も行う必要がある。

■地下遺構の確認

史跡指定地内外の未発掘の部分について、発掘調査を実施し地下遺構の存否と状態を確認する必要がある。

■史跡を取り巻く景観とまちの理解

常盤橋門跡の景観形成過程や周辺土地利用の中での位置づけの変化について、周辺の町の様子を伝える史資料を参照しながら、理解を深化させる必要がある。

■調査研究活動の支援

大学や研究機関等と連携し、常盤橋門跡に関する調査に対して資料提供などの協力を行うことが必要である。



図6 慶長江戸図慶長7年(1602)東京都立中央図書館



図7 萬世御江戸繪圖文久2年(1862)国立国会図書館



図8 常盤橋古写真(明治初期)



図9 常盤橋基礎構造(左:巻出石中:捨土台右:地形杭)



図10 枡形石垣消失部(南西隅)根石の出土状況

9 保存管理

常盤橋門跡の価値を将来にわたって保存するために、史跡の指定要件となった近世の常盤橋門跡の遺構（枅形石垣および地下に埋蔵されている遺構）と、明治時代の石橋（常盤橋）を適切に保存管理する。また、史跡指定に至る経緯やその後の史跡の歴史にとって重要な近代の文化遺産（渋沢栄一像など）についても保存管理を行う。

図のような保存管理地区区分を設定し、史跡指定地内での開発行為等に伴う現状変更については、本計画の本書 126P ~ 130P に示す基準に基づいて、許可の可否を審査する。史跡隣接地区内の環境や景観に影響を及ぼす内容については、開発事業者等と十分に協議調整を行いながら、史跡を取り巻く歴史的な風致と景観の形成に取り組む。

史跡指定地外に広がる枅形石垣や常盤橋の遺構については、史跡と一帯的な保存が図れるよう、関係機関との協議を進め、条件が整ったところから史跡の追加指定を行えるよう努める。

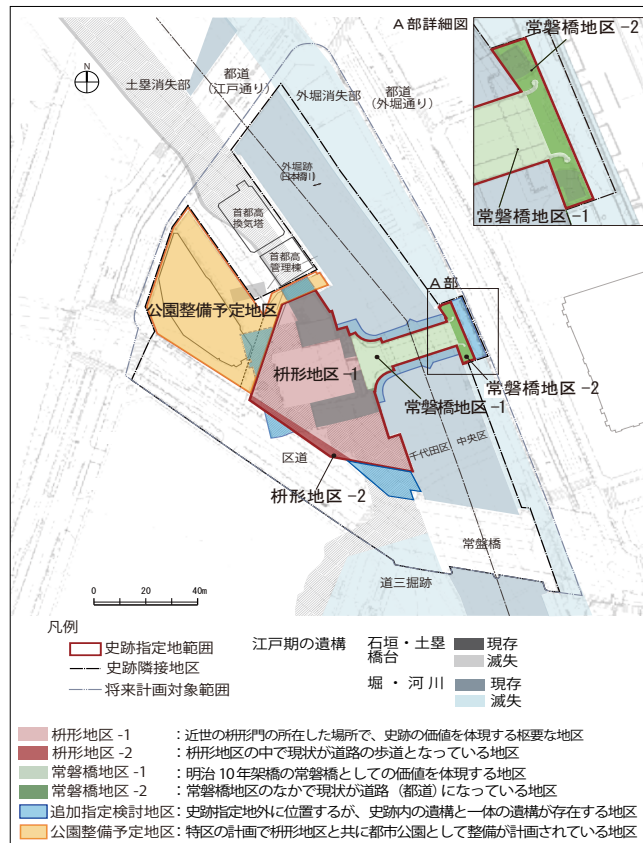


図 11 保存管理地区区分

表 1 常盤橋門跡の現状変更の取り扱い基準（一部）

対象	現状変更の取り扱い基準
道路の修繕、改修	文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼす場合を除いて原則認めるものとする。 安全対策上必要なガードレール等の新規の工作物の設置にあたっては、遺構の保存や景観への影響等を最小限留めるために、事前に区教育委員会と協議を行い、必要な場合は設計変更などを行う。
公園施設・便益施設の設置・改修など	史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。 新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。なお、史跡指定地内における建築物の便益施設（便所、ガイダンス施設等）の設置は原則認めないものとする。
工作物・土木構造物の設置・改修・除去	防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修や除去にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。 新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。
造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面浚渫・埋め立てなどの地形の改変	遺構の保存や復元を目的とする盛土等の地形の変更を除き、土手の削剥や水面の埋め立てなどの地形の大幅な変更は、原則認めない。ただし、公益上必要な日本橋川の川底浚渫等の現状変更は、遺構等に影響を及ぼさないと判断される場合には認める。
竹木の植栽	枅形地区-1 内の新たな高木類の植栽は原則認めない。 法面保護等の地被類や低木等の植栽は、遺構の保存に影響がなく、かつ景観に配慮した場合は認める。
地下埋設物の設置、撤去	公共・公益上必要な地下埋設物の設置、撤去は、遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。
調査及び保存整備	遺構の保存や状況把握に関わる調査は、目的が明確かつ、適切な範囲で実施される場合には、認めるものとする。 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを十分検討したうえで実施する場合は、認めるものとする。
その他史跡に影響を及ぼす行為	工作物の色彩・デザインの変更、草花の植栽等、遺構の保存に影響が無い行為でも、史跡の景観および環境に影響を及ぼす行為については、区所管課と事前協議を行う。

10 活用

史跡の価値を伝え、歴史性についての理解を促すことを主目的に、常盤橋公園内での展示・見学支援と各種の事業企画や刊行物及びデジタルコンテンツによる調査・研究成果の発信を軸として進める。

また、史跡の学びを必ずしも主目的としない訪問者、通行者も想定しながら、周辺の歴史ある街並みにふさわしい、居心地の良いパブリックスペースの形成を図る。史跡への親しみやにぎわいを醸成するため、市民団体や関連文化財の管理者等と連携して周辺の回遊性を高めるとともに、各種のイベントの実施・招致に取り組むことを検討する。

(1) 展示・見学支援

現存する枡形石垣と常盤橋の遺構を顕在化、失われた遺構の再現や展示の方法の検討、枡形石垣と常盤橋の修理工事によって発生した旧材や発掘調査された遺物の現地での展示、公開について検討する。

また、枡形地区・常盤橋地区に視点場を設け、説明板を設置し、現地見学のサポートを図る。AR等デジタルコンテンツを活用し、見る人に体験してもらえる現地説明についても検討する。

(2) 居心地の良いパブリックスペースの形成

史跡の空間であることをさりげなく意識させるデザインを施し、昼夜を通じて居心地の良い空間形成を目指す。そのため、原則として立入りを開放する範囲をなるべく広くとれるよう整備や開発との調整をはかる。また、多方面から史跡内にアプローチできるように見通しの確保や回遊性のある歩行者配慮に取り組む。

(3) 調査・研究成果の発信

① 刊行物・総合的な展示解説による発信

■ 刊行物

常盤橋門跡について専門的に取り上げる刊行物を配備し、調査・研究成果を発信する。

- ・常盤橋門跡ガイドマップの制作・頒布
- ・史跡及び関連する埋蔵文化財の調査成果をまとめた年次刊行物の制作・頒布

■ インターネットの活用

- ・区ホームページまたは説明ページの充実化

- ・三次元測量モデルやVRなどを活用した非訪問での史跡見学コンテンツの検討

■ 連携事業の企画による発信

- ・小学校社会科副読本への掲載
- ・現地解説、見学支援ツールの制作
- ・常盤橋門跡を含む文化財ウォークの実施
- ・常盤橋修理工事に関する映像記録の編集、貸出
- ・常盤橋門跡に関する講座・講演会や移動教室の実施
- ・文化財保護調査員と市民団体との連携による市民参加型のイベントや学習会の開催
- ・区内の大学や歴史学や都市デザイン等の関連分野の専攻過程を有する大学や研究機関との連携
- ・ウォークアブルなまちの拠点として事業企画や見学支援コンテンツの充実化



図 12 枡形石垣のライトアップ



図 13 常盤橋のライトアップ



図 14 江戸城外堀ウォークの様子



図 15 地域の歴史を知る講座の様子

11 整備

枅形石垣や常盤橋など史跡の本質的価値を守る保存のための整備と、歴史を学ぶ空間と居心地の良いパブリックスペースの両立を図ることを目的とする活用のための整備を行う。下図のようなゾーニングを行い、ゾーンの特性に併せて次のような整備方針を検討した。

(1) 枅形ゾーン

本質的価値を構成する要素である枅形石垣等の保存と顕在化を第一として整備を進める。

■保存のための整備

- ・南側石垣の南面側の法面削平部分の修復
- ・地下遺構に対する保存盛土
- ・将来的な石垣修理工事の実施

■活用のための整備

- ・枅形石垣を顕在化するための照明工事
- ・土系舗装による路面の再舗装
- ・見学視点場の整備（北側石垣北部の護岸付近、西側石垣表示部付近）
- ・AR等常盤橋門の往時のすがたを体感できる総合的な展示解説

(2) 常盤橋ゾーン

常盤橋及びその関連遺構の保存と顕在化を目

的として整備を進める。

■保存のための整備

- ・将来的な橋梁の長寿命化または修理工事の実施

■活用のための整備

- ・見学視点場の整備（左岸橋台周辺部親水テラス）
- ・常盤橋門木橋の再現についての検討（コンテンツ）

(3) 渋沢像周辺ゾーン

■保存のための整備

- ・パーゴラの修復
- ・東京市常盤橋公園入口門石の再設置または展示
- ・史跡銘板の再設置

■活用のための整備

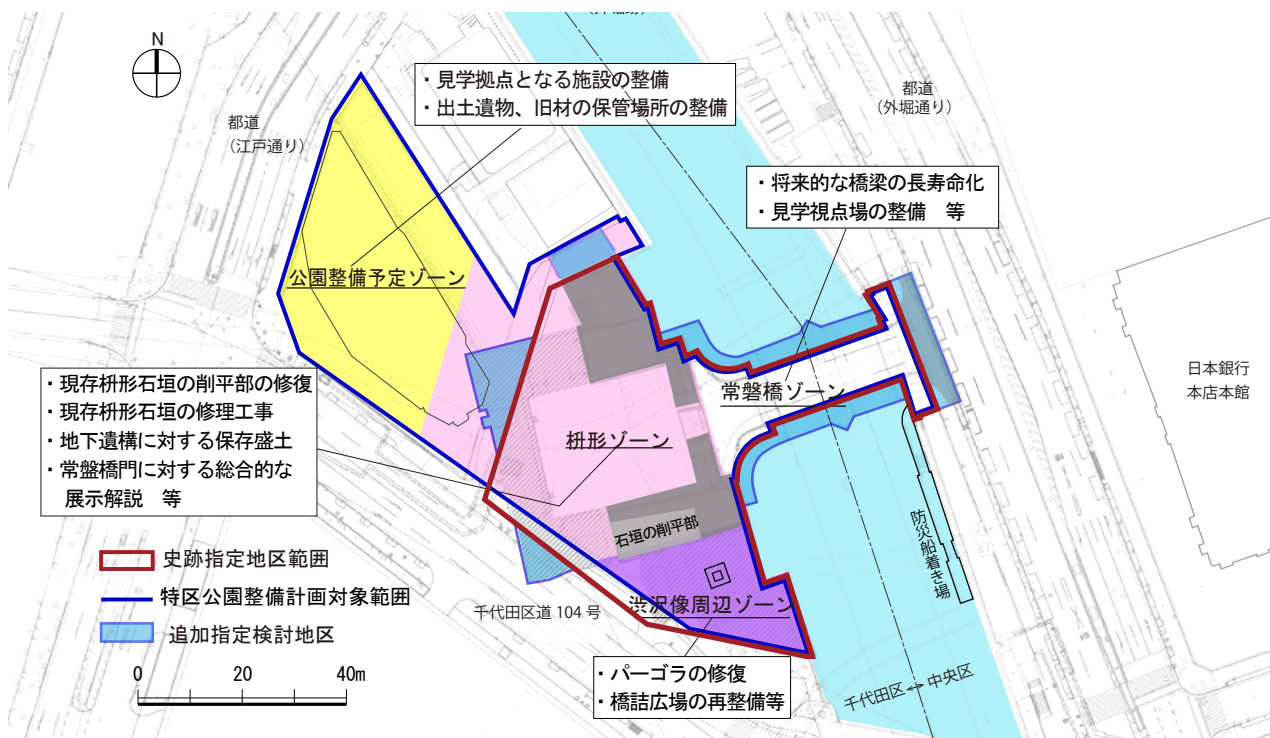
- ・史跡との調和を意図した渋沢栄一像の照明工事
- ・震災復興橋梁・常盤橋の橋詰広場の復旧・再整備
- ・史跡にふさわしい植栽整備

(4) 公園整備予定ゾーン

本地区は史跡の指定範囲外に位置するため、公園設備との共存をはかりながら、主として史跡の活用に関わる整備を行う。

- ・出土遺物、旧材の保管場所の整備

※可能な限り屋内での保管・展示を検討する。



12 管理運営の体制づくり

常盤橋門跡の管理運営体制は、本計画策定後に実施予定の整備事業を念頭に置きながら、調査研究・保存管理のための体制と活用・整備のための体制を並立させることとする。各種施策の実施に際しては、2つの体制を適切にとりわけながら実施するものとする。

千代田区は、2つの体制の基本姿勢として、周辺施設の地権者や東京都または中央区の道

路、橋梁、河川、公園その他の管理部局とも情報共有し、連携を図るものとする。また、文化庁や東京都教育庁、その他有識者等の指導助言を得られる関係構築に努めるものとする。

また、各種施策の実施に際しては、広く市民等がその受益者となるよう幅広い対象者を想定し、市民団体や民間企業とも交流し、協力関係の構築を図るものとする

調査研究・保存管理のための体制体制

千代田区が実施する調査研究・保存管理事業は、文化財所管課が所管し、庁内外の関係部署と連携を取りながら実施するものとする。千代田区文化財所管課は、業務遂行にあたって必要な職員体制の整備に努める。専門職員は歴史学（近世・近代）、考古学、建築学等の専門知識を有する者を常時配置できるように努めるものとする。また、調査研究成果を生かしたイベントや講座などを開催し、市民参加を促すことに努める。

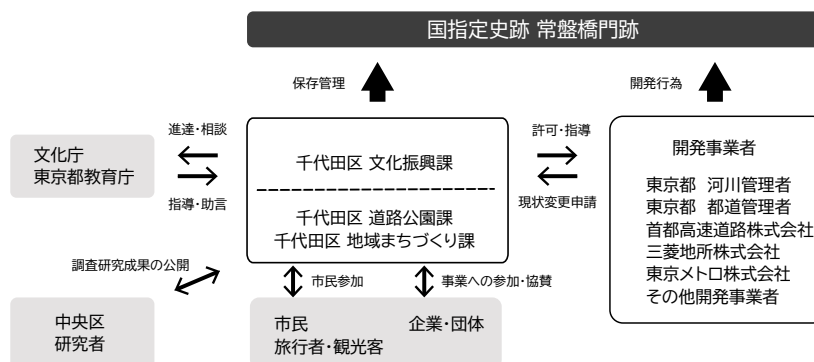


図 17 調査研究・保存管理のための体制模式図

活用・整備のための体制

千代田区が実施する活用・整備事業は、自ら設置している「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」へ諮問したうえで、事務局となっている文化財所管課・道路公園管理所管課・まちづくり所管課が役割分担しながら実施するものとする。ただし、この体制は同委員会が設置されている期間を想定したもので、同委員会が解散したのちの活用・整備の体制については、今後検討を進める。

また、すでに史跡指定地内外での開発・整備事業が計画されている三菱地所株式会社及び首都高速道路株式会社が実施する史跡の活用・整備事業についても、原則として「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」の指導を受けながら協議する。

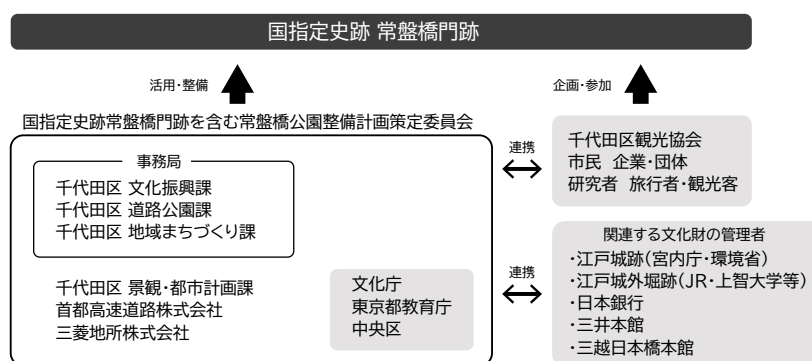


図 18 活用整備のための体制模式図

13 スケジュール

本計画では、下記の3つの時期を設定して各事業を進める。

- (1) 短期事業・・・ 計画策定後から本格整備第1期終了までの期間
令和6年(2024)～令和10年(2028)
- (2) 中期事業・・・ 本格整備第1期終了後から本計画の改訂時期までの期間
令和11年(2029)～令和15年(2033)
- (3) 長期事業・・・ 本計画改訂以後から首都高地下化事業などが終了するまでの期間
令和16年(2024)～令和32年(2040)ころ

表2 施策の実施計画

項目	施策	実施期間		
		短期	中期	長期
保存	日常的な点検・維持管理	■	■	■
	現変、き損・復旧への対応	■	■	■
	枡形石垣の定点観測マニュアル作成	■		
	枡形石垣の定点観測の実施	■	■	■
	常磐橋の維持管理の実施	■	■	■
	発掘調査(遺構の存否確認)		■	
	発掘調査(首都高影響範囲)	■		
	史跡銘板の再設置	■		
	地域と協働の維持管理の創出	■		
	史跡の追加指定		■	
活用	ガイドマップの作成	■		
	見学・学習支援コンテンツの作成	■	■	
	学校教育向けの事業展開	■	■	■
	社会教育プログラムの事業展開	■	■	■
	学術研究の誘致	■	■	■
	ガイドの育成		■	
整備	公園設備の維持管理	■	■	■
	展示工事の実施	■		
	整備計画の策定	■		
	本格整備(I期)の実施		■	
	本格整備(II期)の実施			■
管理運営	エリアマネジメント体制の構築	■		
	市民団体・民間企業との提携	■		
	専門的な人材の確保・育成	■	■	■